

## 提 案 書

平成19年9月6日

総務省情報通信政策局地上放送課 あて

郵便番号 100-8439

住所 東京都千代田区有楽町 1-9-3

氏名 株式会社 ニッポン放送

代表者 磯原 裕

担当窓口

電話番号

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

### (1) 制度分野

地上デジタルラジオ放送は、既存のラジオ放送を超えた新しいメディアであり、デジタル技術を使い、国民に新しいサービスを提供するものでなければならない。単に技術的にアナログがデジタルに代わるのではなく、デジタル技術による情報のさらなる活用を通じて、国民により多彩かつ利便的なサービスを提供できるものになる。いっぽうで受信端末が携帯性、移動性を主としたものであることから、これまでラジオ事業者が培ってきたノウハウも十分に生かされるべきである。メディアの価値は、基盤となる技術はもちろんであるが、情報やコンテンツの内容および質によって大きく変わる。地上デジタルラジオ放送は、これまでのアナログラジオ放送で積み重ねてきたさまざまなノウハウの上に、デジタル技術を最大限に駆使して、パーソナル・メディアとしての媒体価値を飛躍的に増大させることができるものであると考える。

#### (課題①)「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」の中の「デジタルラジオ放送」としての免許制度のあり方

【提案】ラジオの放送特性はローカルサービスにある。またサービスの信頼性、社会性を考慮すれば、現行のテレビ放送と同じように、ハード・ソフト一致であることが望ましい。地上デジタルラジオ放送はマルチメディアの中のひとつの形ではあるが、目的、ビジネス構造など、機能特性の違いから、制度的には分けざるを得ないのではないかと

考える。

#### (課題②)「デジタルラジオ放送」のエリアについての考え方

【提案】エリアについては、地上放送であることから、ユーザーの生活圏、経済圏に根ざしたキメ細かい情報サービスが求められる。特に関東、中部、関西のように、住民の生活圏や経済活動の範囲が広い地域においては、これまでの行政単位を超えて、現実に即した広範囲なエリア免許が求められることになるだろう。災害報道の重要性などに鑑みても、これまでの免許範囲は再検討される必要があるのではないか。但しラジオの特性を考え、より住民の利便性を考えるならば、その免許内の地域限定サービスも考慮に入れた、キメ細かな情報も提供可能な制度とすることが望ましい。

#### (課題③)「デジタルラジオ放送」の免許形態

【提案】「デジタルラジオ放送」にあっては、地上ラジオ放送の特性をさらに生かしてゆくためにも、単独免許が望ましい。但し放送設備は、連結送信をおこなうことから共同建設にて保有、共同で運営、管理することが想定できる。その場合の共同運用が可能な制度の整備も検討されるべきであろう。いずれにしろ各放送事業者が主体的な編成権をもち、責任あるサービスを実施できるようにするのが望ましいと考える。

#### (課題④)「デジタルラジオ放送」の放送帯域

【提案】放送帯域については、V-HIGH帯域がより望ましいが、今後のEスポによる外国波混信等の精査などによっては、V-LOWでもやむを得ないと考える。

### (2) 技術分野

#### (課題①) 放送に適用すべき技術方式について

【提案】デジタル放送の技術仕様については、日本の放送事情や電波の伝搬特性に合わせ、伝送実験や技術検討を経て、移動体・携帯向けの放送方式としてISDB-Tsbが標準化されている。すでにテレビ放送では、ISDB-Tによる携帯向けワンセグサービスが開始されており、2003年10月から「デジタルラジオ推進協会」によって東京、大阪でISDB-Tsbによる実用化試験放送が実施されている。この実用化試験放送では、音声、簡易動画、データ等のサービスが行われており、また各種技術関連データの蓄積もなされている。各サービスに共通な受信機の実現や国際競争力の強化といった観点からも、この方式を広く普及させてゆくことが望ましい。

#### (課題②) ISDB-Tsbの特徴等

【提案】ISDB-Tsb は、セグメント構成をとることで、多様な事業形態を確保することができるだけでなく、任意の周波数帯域幅に対応できるとともに、連結送信技術によって周波数有効利用の観点からも寄与することができる。またセグメント毎に独立したTSを構成できることから、さまざまな事業者が独立した編成権のもとに事業を展開することが可能である。ISDB-Tsb は、「デジタルラジオ放送」とワンセグとの共用化が図られており、使用周波数帯域の違いはあるものの、共用受信機の製造も容易となっている。更に OFDM の採用によりマルチパスに強く、移動受信に適しており、SFN、ギャップフィルターにより移動中のシームレスなサービスが可能である。

今回、他の方式を採用し、複数の放送方式が採用されることになった場合には、利用者に対するサービスの利便性の観点から混乱を招くことも予想される点、慎重に検討されるべきである。

### (3) ビジネスモデル分野

#### (課題①)「デジタルラジオ放送」のビジネスモデルについて

【提案】「デジタルラジオ放送」では、音声を基本とし、映像、データを送ることができることから、それらを組み合わせた複合的な新サービスが期待できる。また通信回線を利用した、通信サービスとの連携も可能になる。同時に、一定の帯域を確保することにより、一社で多チャンネル・サービスをおこなうことも可能である。「デジタルラジオ放送」にあっては、基本的な情報の提供については、基幹的メディアに準じる無料サービスとするが、並行して課金チャンネルや、コンテンツなどのダウンロード・サービス、多様なデータ・サービスなど、デジタルの特徴を最大限活用した有料サービスも、放送の信頼性を損なわない範囲で実施してゆくことが想定できる。

#### (課題②) サービスと端末との関係について

【提案】「デジタルラジオ放送」の受信端末は、携帯、移動端末はもちろん、ラジカセなどの固定端末を含め、きわめてパーソナルな性格をもつものになり、また端末はサイズも小さいことから、音声、映像サービスについても情報性、速報性が重視されることが求められる。従い“ながら視聴”を基本にしたサービスを提供することになる。この点で、長いあいだにわたって携帯、移動端末に向けて情報サービスをおこない続けてきた既存ラジオ事業者のノウハウは、生かされるべきものが多いと考える。

#### (課題③)「デジタルラジオ放送」の社会的信頼性、公共性について

【提案】「デジタルラジオ放送」には、何よりも従来のアナログラジオ放送がもっていたような社会性、信頼性が求められる。また災害時に対応した情報の提供や安心報道など、公共的な情報の提供も求められる。地上ラジオ放送は全国民がもっとも簡便に情報を得ることのできるサービスであり、非常災害時などに国家的インフラとして果たすべ

き役割はきわめて大きいものとする。

#### (4) その他

【提案】当社は「デジタルラジオ推進協会」における一連の実用化試験放送の実施を経て、簡易映像、さまざまなデータ放送、ダウンロード・サービスなどの実現に向けて、サービスの研究、開発をおこなっている。実用化試験放送とはいえ、現在「デジタルラジオ放送」を受信することができる端末は、複数社より発売になっている携帯端末、およびPC向けの受信機を含めて、すでに150万台以上が市販され、ユーザーがサービスを楽しんでいる。そのユーザーの保護や、地上波放送のもつ継続性、信頼性確保のためにも、2011年以降に「デジタルラジオ放送」の継続性を確保してゆくことが必須であるとする。

以上

総務省情報通信政策局地上放送課 へ

平成19年9月6日

郵便番号 100-8439

住所 東京都千代田区有楽町 1-9-3

氏名 株式会社 ニッポン放送

代表者 磯原 裕

担当窓口

電話番号

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題についての、当社の提案要旨

(1) 制度分野

(課題①)「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」の中の「デジタルラジオ放送」としての免許制度のあり方

【提案】地上デジタルラジオ放送は、既存のラジオ放送を超えた新しいメディアであり、デジタル技術を使い、国民に新しいサービスを提供するものでなければならない。単に技術的にアナログがデジタルに代わるのではなく、デジタル技術による情報のさらなる活用を通じて、国民により多彩かつ利便的なサービスを提供できるものになる。その上で、やはりラジオの特性はローカルサービスにあり、信頼性、社会性を考慮すれば、ハード・ソフト一致が望ましい。デジタルラジオはマルチメディアの中のひとつの形ではあるが、機能特性の違いから、制度的には分けざるを得ないのではないか。

(課題②)「デジタルラジオ放送」のエリアについての考え方

【提案】地上放送であることから、ユーザーの生活圈、経済圏に根ざしたキメ細かい情報サービスが求められ、特に関東、中部、関西などでは、これまでの行政単位を超えたエリア免許が求められることになるだろう。これまでの免許範囲は再検討されるとともに、地域限定サービスも提供可能な制度とすることが望ましい。

(課題③)「デジタルラジオ放送」の免許形態

【提案】単独免許が望ましいが、放送設備は、連結送信をおこなうことから、共同運用が可能な制度の整備が検討されるべきである。

(課題④)「デジタルラジオ放送」の放送帯域

【提案】放送帯域については、V-HIGH帯域がより望ましいが、今後のEスポによる外国波混信等の精査などによっては、V-LOWでもやむを得ないとする。

(2) 技術分野

(課題①) 放送に適用すべき技術方式について

【提案】デジタル放送の技術仕様については、移動体・携帯向けの放送方式としてISDB-Tsbが標準化されており、この方式を広く普及させてゆくことが望ましい。他の方式も採用することになった場合、利用者に対するサービスの利便性の観点から混乱を招くことも予想され、慎重に検討されるべきである。

(3) ビジネスモデル分野

(課題①)「デジタルラジオ放送」のビジネスモデルについて

【提案】音声を基本とし、映像、データ等を組み合わせた複合的な新サービスや通信サービスとの連携や多チャンネル・サービスが可能になる。基本情報の提供については無料だが、デジタルの特徴を最大限活用した有料サービスも実施してゆく。

(課題②) サービスと端末との関係について

【提案】受信端末はサイズも小さく、きわめてパーソナルな性格をもつものになることから、長いあいだにわたって携帯、移動端末に向けて情報サービスをおこない続けてきた既存ラジオ事業者のノウハウは、生かされるべきものが多いとする。

(課題③)「デジタルラジオ放送」の社会的信頼性、公共性について

【提案】デジタルラジオには社会性、信頼性が求められる。全国民がもっとも簡便に情報を得ることのできるサービスであり、非常災害時などに国家的インフラとして果たすべき役割はきわめて大きい。

以上